



茨城県報

第 506 号

令和 6 年 (2024年) 5 月 2 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 指定公金事務取扱者の委託 (医療人材課) 1
- 知事指定薬物の指定 (薬務課) 2
- 大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課) 2
- 定款変更の認可 (農村計画課) 3
- 土地改良事業の計画変更の認可 (農村計画課) 3
- 県営土地改良事業の工事の完了 (2 件) (農村計画課) 3

公 告

- 管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) 4
- 管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) 5
- 令和 6 年度職業訓練指導員試験実施公示 (産業人材育成課) 5
- 落札者等の公示 (医療大学) 10

規 程

(病院事業管理者)

- 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 11

告 示





●令和 6 年度職業訓練指導員試験実施公示

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和 6 年 5 月 2 日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 試験を実施する職種
全職種（指導方法のみ）
- 2 試験の科目

学科試験のうち指導方法のみを行い、その試験科目は次のとおりである。

| | | |
|------|---------|--|
| 免許職種 | 実技試験の科目 | 学科試験の科目 |
| 全職種 | | 1 指導方法 (職業訓練原理 教科指導法 訓練生の心理 生活指導 職業訓練関係法規) |

3 試験の免除

実技試験又は学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は次のとおりである。

| 免除を受けることができる者 | 免除の範囲 |
|---|--|
| 免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者 | 実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科 |
| 免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者 | 実技試験の全部 |
| 職業訓練指導員免許を受けた者 | 学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科 (当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。) |
| 免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者 | 実技試験の全部 |
| 職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者 | 学科試験のうち指導方法 |
| 免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科)に合格した者 | 学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科 (フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科) |
| 職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者 | 学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。) |
| 短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者(実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあっては、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者であつて、法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。) | 学科試験のうち指導方法 |
| 免許職種に関し、短期養成課程(実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。)の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者(法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。) | 学科試験のうち関連学科 |
| 免許職種に関し、短期養成課程(実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。)の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者(法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。) | 実技試験の全部 |
| 免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者 | 学科試験のうち関連学科 |
| 免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者 | 学科試験のうち関連学科 |
| 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。) | 学科試験のうち関連学科 |
| ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)による特別ボイラー溶接士免許を有する者 | 溶接科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科 |
| 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)による建設機械施工管理の1級の技術検定の合格証明書(第2次検定に係るものに限る。)を有する者 | 建設機械科に係る学科試験のうち関連学科 |

| 免除を受けることができる者 | 免除の範囲 |
|--|---|
| 高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) による第 1 種冷凍機械責任者の免状を有する者 | 冷凍空調機器科に係る学科試験のうち関連学科 |
| 電気事業法施行規則 (昭和40年通商産業省令第51号) による第 1 種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者 | 発電電科に係る学科試験のうち関連学科 |
| 電気事業法施行規則による第 1 種電気主任技術者、第 2 種電気主任技術者若しくは第 3 種電気主任技術者の免状を有する者、昭和54年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則 (昭和29年通商産業省令第52号) による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和54年法律第49号) によるエネルギー管理士免状を有する者 | 電気科に係る学科試験のうち関連学科 |
| 電気事業法施行規則による第 1 種電気主任技術者、第 2 種電気主任技術者又は第 3 種電気主任技術者の免状を有する者 | 送配電科に係る学科試験のうち関連学科 |
| 電気工事士法による第 1 種電気工事士の免状を有する者 | 電気工事科に係る実技試験のうち電気工事 |
| 電気事業法施行規則による第 1 種電気主任技術者、第 2 種電気主任技術者若しくは第 3 種電気主任技術者の免状を有する者又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者 | 電気工事科に係る学科試験のうち関連学科 |
| 電波法 (昭和25年法律第131号) による第 1 級陸上無線技術士の免許を有する者 | 電子科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科 |
| 昭和48年通商産業省令第71号による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者 | 電子科に係る学科試験のうち関連学科 |
| 自動車整備士技能検定規則 (昭和26年運輸省令第71号) による 1 級大型自動車整備士、1 級小型自動車整備士、1 級二輪自動車整備士、2 級ガソリン自動車整備士、2 級ジーゼル自動車整備士若しくは 2 級二輪自動車整備士、平成12年運輸省令第35号による改正前の自動車整備士技能検定規則による 1 級四輪自動車整備士又は昭和53年運輸省令第23号による改正前の自動車整備士技能検定規則による 2 級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者 | 自動車整備科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科 |
| 自動車整備士技能検定規則による 1 級大型自動車整備士、1 級小型自動車整備士、2 級ガソリン自動車整備士若しくは 2 級ジーゼル自動車整備士、平成12年運輸省令第35号による改正前の自動車整備士技能検定規則による 1 級四輪自動車整備士又は昭和53年運輸省令第23号による改正前の自動車整備士技能検定規則による 2 級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者 | 自動車車体整備科に係る実技試験のうち自動車整備 (内燃機関を除く。) 及び学科試験のうち関連学科 (車枠及び車体整備法を除く。) |
| 自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者 | 自動車車体整備科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科 |
| 航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者 | 航空機製造科に係る学科試験のうち関連学科 |
| 航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験合格証を有する者及び航空法 (昭和27年法律第231号) による 1 等航空整備士若しくは 2 等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者 | 航空機整備科に関して、航空機国家試験合格者については、学科試験のうち関連学科、その他の者については実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科 |
| 建築士法 (昭和25年法律第202号) による 1 級建築士の免許を有する者 | 建築科、枠組壁建築科、ブロック建築科、防水科及びプレハブ建築科に係る学科試験のうち関連学科 |
| エネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者 | 熱絶縁科に係る学科試験のうち関連学科 |
| 測量法 (昭和24年法律第188号) による測量士の試験の合格証書を有する者 | 測量科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科 |
| ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者 | ボイラー科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科 |

| 免除を受けることができる者 | 免除の範囲 |
|--|--------------------------------|
| エネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士の免状を有する者 | ボイラー科に係る学科試験のうち関連学科 |
| 電波法による第 1 級総合無線通信士の免許を有する者 | 電気通信科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科 |
| 医師法 (昭和23年法律第201号) による医師国家試験、歯科医師法 (昭和23年法律第202号) による歯科医師国家試験又は獣医師法 (昭和24年法律第186号) による獣医師国家試験の合格証書を有する者 | 臨床検査科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科 |
| 臨床検査技師等に関する法律 (昭和33年法律第76号) による臨床検査技師の免許を有する者 | 臨床検査科に係る学科試験のうち関連学科 |
| 公認会計士法 (昭和23年法律第103号) による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成15年法律第67号による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第 2 次試験若しくは第 3 次試験又は税理士法 (昭和26年法律第237号) による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者 | 事務科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科 |
| 商工会議所法 (昭和28年法律第143号) に基づいて商工会議所が行う簿記に関する 1 級の技能の検定の合格証明書を有する者 | 事務科に係る実技試験のうち簿記及び学科試験のうち簿記 |
| 商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する 1 級又は 2 級の技能の検定の合格証書を有する者 | 和裁科に係る実技試験の全部 |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則 (平成28年経済産業省令第102号) によるシステムアーキテクト試験若しくはシステム監査技術者試験、平成28年経済産業省令第102号による改正前の情報処理技術者試験規則 (昭和45年通商産業省令第59号) によるシステムアーキテクト試験若しくはシステム監査技術者試験、平成21年経済産業省令第59号による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験若しくはシステム監査技術者試験、平成19年経済産業省令第79号による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験若しくはシステム監査技術者試験、平成12年通商産業省令第329号による改正前の情報処理技術者試験規則によるシステム監査技術者試験若しくはアプリケーションエンジニア試験又は平成 6 年通商産業省令第 1 号による改正前の情報処理技術者試験規則による情報処理システム監査技術者試験若しくは特種情報処理技術者試験の合格証書を有する者 | 情報処理科に係る学科試験のうち関連学科 |
| 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和45年法律第20号) による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者 | 建築物衛生管理科に係る学科試験のうち関連学科 |
| 児童福祉法による保育士登録証を有する者であつて、介護サービス科に関し 7 年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第 2 項第 5 号の規定に該当するもの、保健師助産師看護師法による保健師、助産師若しくは看護師の免許を有する者、同法による准看護師の免許を有する者であつて、介護サービス科に関し 7 年以上の実務の経験を有するもの、教育職員免許法による養護教諭の免許状を有する者であつて、介護サービス科に関し 7 年以上の実務の経験を有するもの若しくは同号の規定に該当するもの、理学療法士及び作業療法士法による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者であつて、同号の規定に該当するもの、社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証を有する者であつて、同号の規定に該当するもの、同法による介護福祉士登録証を有する者、精神保健福祉士法による精神保健福祉士登録証を有する者であつて、同号の規定に該当するもの又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者であつて、介護サービス科に関し 7 年以上の実務の経験を有し、かつ、同号の規定に該当するもの | 介護サービス科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科 |

| 免除を受けることができる者 | 免除の範囲 |
|---|------------------------------|
| 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）による船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者であつて、道路交通法による大型特殊自動車免許並びに労働安全衛生法による車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習の修了証及び玉掛け技能講習の修了証を有する者 | 港湾荷役科に係る実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科 |
| 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）による揚貨装置運転士免許、クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）によるクレーン・デリック運転士免許又は移動式クレーン運転士免許を有する者であつて、労働安全衛生法による玉掛け技能講習の修了証を有する者 | 港湾荷役科に係る実技試験の全部 |
| 手溶接、半自動溶接及びティグ溶接に関し、厚生労働省人材開発統括官が定める試験に合格した者であつて、厚生労働省人材開発統括官が定める資格を有し必要な技能を有すると認められる者 | 溶接科に係る実技試験の全部 |

4 受験資格

(1) 次のいずれか一つに該当する者は、試験を受けることができるものとする。

ア 法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者

イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条の2第2項及び第3項に規定する者

(2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア 禁錮以上の刑に処せられた者

イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験日時

令和6年9月14日（土） 午前11時20分から

6 試験場所

水戸市青柳町4193 茨城県建設技術研修センター

7 受験手続

(1) 受験申請書類

受験申請書及び写真（申請前6ヶ月以内に撮影した正面脱帽のカラー写真で、サイズが縦40mm、横30mmとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

(2) 試験の免除申請

試験の免除を受けようとする者にあつては、前記3のうちいずれかに該当することを証する書類

(3) 申請書類の提出先

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

茨城県産業戦略部産業人材育成課

(4) 申請書類の提出期間

令和6年7月1日（月）から令和6年7月19日（金）まで

(5) 受験手数料

受験手数料は、3,100円である。

手数料の納付は、茨城県収入証紙を受験申請書に貼付するか又は「いばらき電子申請・届出サービス」より電子納付するものとする。

(6) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

8 合否判定の基準

学科試験のうち指導方法について、満点の 6 割以上の得点がある場合は、指導方法に限り合格とする。

9 合格発表

令和 6 年 10 月 4 日 (金) に、合格した者の受験番号を茨城県産業戦略部産業人材育成課ホームページに掲載するとともに本人宛て通知する。

10 その他

- (1) 受験申請は、紙媒体による申請 (郵送・持参) の他、「いばらき電子申請・届出サービス」より電子申請も可能
- (2) 受験申請用紙は、茨城県産業戦略部産業人材育成課において交付するとともに、茨城県産業戦略部産業人材育成課ホームページに掲載する。
なお、申請内容の詳細について確認することがあるので、持参の場合は、なるべく本人が直接持参すること。
- (3) 受験申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒 (A 4 判サイズ用) に宛先明記の上 140 円切手を貼り、令和 6 年 6 月 24 日 (月) から 7 月 12 日 (金) の間に、茨城県産業戦略部産業人材育成課に申し込むこと。
- (4) 受験に対する注意事項 (参集時間、携帯品等) は、後日受験者に通知する。
- (5) 試験について不明な点は、茨城県産業戦略部産業人材育成課技能振興グループに問い合わせること。

電話 029 (301) 3656

